

伊豆山復興事業に関する説明会(1日目) 議事録

開催日時：令和5年6月23日（金） 1日目 午後7時00分から
会 場：熱海市役所第1庁舎4階第一会議室・第二会議室

※議事録中の「〇〇」は個人の名前や住所に関する発言のため、表記を控えているものです。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

これより伊豆山復興事業に関する説明会を開催させていただきます。開会に当たりまして、熱海市市長齊藤栄よりご挨拶申し上げます。

■齊藤 熱海市市長

本日は、大変お忙しい中、伊豆山復興事業に係る説明会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。現在、災害対策基本法第63条の警戒区域が設定される中、被災者の皆様には、長期にわたる避難生活で、大変なご苦労、またご不便をおかけしているところでございます。

市といたしましては、伊豆山土石流災害からの復旧・復興に向けまして、1日も早く、そして1人でも多くの被災者の皆様に、住みなれた伊豆山の地へ戻っていただけるよう、全力を挙げて、被災地域の社会基盤整備を進めるとともに、生活再建支援策を講じているところでございます。

なお、4月の説明会でお知らせをいたしました、警戒区域の解除につきましては、現在のところ、9月1日を解除予定日としているところでございます。

今回、被災地の河川、そして道路整備事業につきまして、改めてその必要性を皆様にご理解いただきたく、本日の説明会を開催させていただきました。また、被災地の宅地の復旧に関しまして、被災した土地を買収し、整備後、分譲する方式から、補助金方式に変更することにつきまして、そのメリット、またデメリットも含めて説明をさせていただきます。なお、この変更につきましては、被災者の皆様に十分説明がなされていないとのご指摘を踏まえまして、本日、熱海市議会の定例会において、この補助金制度に関する予算を一度、一旦、取り下げることにいたしました。本補助金制度の必要性について、しっかりと皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

それではこれから、担当部署より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

それでは、まず配布資料の確認をさせていただければと思います。お手元に配布している資料でございますが、まず、1枚目に説明会の次第、2枚目にA3に折り込んである、9月1日までにライフライン復旧予定エリア。A3の資料。そのあとに、逢初川河川計画。こちらもA3の資料。そのあとに、逢初川沿いの新設道路の計画について。そういったA4のホチキス止めの資料。

続いて、公園緑地及び宅地復旧事業について、A4のこちらもホチキス止めの資料。それとチラシの方が入っていると思います。不足等ございましたら、お近くの職員までお申し付けください。また、資料の方につきましては、お手元の資料とですね、あと前のスクリーンの方に映しますので、こちらもご覧ください。

申し遅れましたが、私、観光建設部長の程谷と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、本日の説明内容でございますが、初めにライフライン復旧見込みエリアの最新状況について説明させていただいた後、各復興事業について説明させていただく予定としております。なお、質疑につきましては、すべての説明が終わった後とさせていただきます。

それではライフライン復旧見込みエリアの最新状況につきまして、危機管理課より説明いたします。

■小林 熱海市市民生活部 危機管理課長

皆さんこんばんは。危機管理課長の小林です。本日はよろしくお願いい致します。私からはライフライン復旧予定エリアと、帰還のための作業スケジュールについて説明させていただきます。

お手元に配布してあります、ライフライン復旧エリアをご覧ください。青色と黄色で塗られている部分が、9月1日までに上下水道、電気、ガスがすべて復旧する予定のエリアとなっております。4月の説明会においてお示ししたものより、黄色の部分が今回追加となりました。

警戒区域内の現在の工事の状況ですが、5月4日仲道入口付近から岸谷クラブ跡地までの間で、道路を掘削して行う上下水道、ガスの工事。これが6月8日に終了いたしました。電気は引き続き工事中です。今後も引き続きライフライン工事を行いますので、ご理解を賜りたいと存じます。今後も工事の状況により、復旧するエリアが変わることがございますので、このような場合は、改めまして、該当するエリアの皆様にご案内させていただきます。

次に、帰還のための作業スケジュールにつきまして、5月中旬から建物修繕のための確認や計画のための一時立入りをしていただいております。また、7月からは、家屋等の修繕等の工事に入らせていただく予定です。修繕等の内容が決まりましたら、工事日や車両・重機の使用等のわかるスケジュールの提出をお願いいたします。区域内では、復旧工事による車両や重機の出入りが頻繁に行われますので、提出されたスケジュールにより、区域内の復旧作業、出入りの車両等を調整させていただきます。ご不明な点等がございましたら、危機管理課までご相談ください。警戒区域が解除されるまでは、区域内への立ち入りには、それぞれヘルメットをかぶっていただき、安全対策を行った上での立入りをお願いいたします。

最後に、帰還後も河川や道路工事。ライフラインの復旧工事は継続して行われていますので、岸谷本線を多くの工事車両が行き来し、従来通りの通行に支障を来たす場合や、工事箇所での車両通行止め、振動、騒音など、ご不便、ご不自由をおかけすることもございます。また、民地をお借りして工事を行うことも想定されますので、大変恐縮ではございますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ライフライン復旧予定については以上です。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

続きまして、静岡県における逢初川河川改修工事につきまして、静岡県熱海土木事務所より

説明いたします。

■静岡県熱海土木事務所 佐藤所長

皆様こんばんは。私は静岡県熱海土木事務所長の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。本日はご多用中のところ、この説明会にお集まりくださいまして、大変ありがとうございます。令和3年7月3日、土石流災害から間もなく2年になろうとしております。この災害でお亡くなりになりました皆様、ご冥福を心より申し上げます。また、被災され、今、大変な思いをされている皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

熱海土木事務所では現在、源頭部の不安定土砂の撤去に関する行政代執行工事をはじめ、上流域での砂防施設、堰堤に繋がる護岸工事などですが、そういったものの整備、そして、逢初川の河川改修事業に取り組んでいるところでございます。本日は、伊豆山復興まちづくり計画と連携いたします、逢初川の河川改修事業の取り組み状況についてご説明申し上げます。

被災されました皆様が1日も早くご帰還できますよう、さらには地域の皆様が安全安心に暮らすことができますよう、伊豆山地区の復旧・復興に向けて、熱海市とともに全力で取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

■静岡県熱海土木事務所伊豆山地区復興支援課 山崎班長

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございます。説明させていただきます。座って失礼します。

逢初川の河川計画について説明させていただきます。大きく分けて、こちらの3点についてお話いたします。一つ目は逢初川をどのように復旧させるのかという基本的な考え方について。二つ目は基本的な考え方に基づく河川計画について。三つ目は、スケジュールについてご説明いたします。

お手元に配布しました資料は、これから説明する内容を要約したものでございます。お手元で見ただけのようにいたしました。本日は正面の大きなスクリーンで説明いたします。

逢初川の復旧の基本的な考え方について説明します。次の5つの基本的な考え方を復旧計画に反映させていく必要があります。1番目が今の河川の位置を基本とし、水を安全に流せるように、なるべく緩やかなカーブにします。2つ目が今後の大雨にも耐えられるよう、川幅が小さい箇所を広くします。3つ目が開水路、上が開いている川を基本とします。ただ、JR区間の前後は、道路下に埋めるように考えております。4つ目が、勾配をできるだけ全体的に緩やかにします。五番目に川底や河岸は速い流れに耐えられる、玉石積み構造として、川底に石を貼るなど、できるだけ景観等に配慮します。これが皆様にお配りした1枚目になります。

河川計画として、左側から上流部、中流部、下流部ということにしています。一番左上が、国の方で施工した砂防堰堤の位置ということになります。県が整備する区間は、下流から伊豆山港に流れ込む区間となります。上流部は国直轄工事の境から、伊豆山神社線より少し上流の区間、中流部は、今言った上流部の境から国道135号線までの区間。下流部は国道135号から海までの区間です。

まず、上流から説明します。新設砂防堰堤が令和5年3月に完成した写真でございます。これ下流側から上流を見た写真でございます。上流部は砂防堰堤ができたのですが、その下流側に

ついてです。今のある河川に対して接続する場所があります。その接続部、上流部溪流保全工の平面図になります。これが皆さんの資料の2枚目になります。1枚目の裏です。

2ページ目になります。河川延長は約125メートルとなり、護岸工を施工します。皆様の資料の中に、A-A' と書いてある平面図に書いてあるところの断面図になります。上流の代表的な箇所断面図になります。こちらは、下流側から上流を見た図面になっています。水が流れる川幅を確保し、ブロック積みを立ち上げる構造としています。この少し大きなものは床止工といまして、コンクリートの壁をつくるかたちとなっています。この場所で、幅12メートルのコンクリートの床固め工を施工し、右岸側に堆積物搬出等に使用する、幅4メートルの管理用道路を施工します。幅12メートルのコンクリートの床固め工をし、右岸側に堆積物搬出等に使用する幅4メートルの管理用道路を施工します。

次に、その平面図の下の方にB-B' と書いてあるところですけど、そこのところの断面となります。ここも水がない川幅を確保し、川沿いの市道までブロック積みを立ち上げる構造とします。基本的にはこちらの方の市道は現況と同じという形で確保して幅3メートルということになります。

続きまして、上流部の平面図になります。これは資料の3枚目です。上流部は計画の雨量が降っても流せるだけの川の広さがすでに確保できています。現在の河川の壊れている箇所を令和4年3月までに復旧致しました。今後、伊豆山神社線から上流約30メートルまでの区間は、川の広さを確保するため改良復旧を行います。図面の左側になります。上流区間の断面は、一応このような感じで示されます。次は写真になります。

そして次の4枚目です。皆様の資料は、上流と下流小さくなってしまいうので二つにわかれています。4枚目と5枚目の平面図にくっついたものが、この形になります。4枚目が上流側で、5枚目が下流側。見開きになっています。中流部については、川が急に曲がっている部分、川幅が狭い部分、暗渠の部分がありますので、改良しながら復旧する計画でございます。開渠区間の計画延長は約360メートルとなります。この河川の勾配を緩くするために落差工を5基設置します。また、平面図の左から岸谷2号線までの間は、暗渠から、平面図の左から岸谷2号線までの間、今は道路の所で暗渠になっていて、そこは暗渠から開水路に改修する計画としています。なお、河川沿いに市道を再整備するとともに、新たな橋梁を2橋設置することとしています。この市道計画については後程、熱海市から説明させていただきます。

横断面図、中流部、開渠部の代表的な箇所の横断面図になります。こちらは上流側から下流側を見た図面です。上流から見て、右左ということになります。水が流れる幅3.4メートルを確保して、川沿いの市道まで玉石積みを立ち上げる構造としています。これは地元アンケートをさせていただいた結果、県で玉石積みを施工することとしました。このスライドはボックスカルバート、橋となっている部分の横断面図になります。こちらも川幅は3.4メートルを確保する計画としています。河川改修を行ったイメージです。

続きまして、6枚目になります。中流部暗渠区間の終わりから国道までの区間になります。途中にJR下をくぐる形になります。計画延長は約240メートルとなり、上流側の開渠区間の終わりからJR橋までの間は暗渠とします。また東海道線下流部の区間は、暗渠から開水路に改修する計画としています。河川の上部に市道を再整備します。また、新たな橋梁をこれはボックスカルバートですけども、1橋設置することとしています。これは図面の左側になります。中流

部暗渠区間の代表的な箇所横断面図になります。こちらは上流側から下流側を見た図面です。地形上、縦断勾配、流れる方向の勾配が急なために水が流れる川幅は2.2メートルで、河川の計画流量が十分に流れます。また、JR橋の下を通すために周辺の構造を、コンクリートのボックスカルバートを使った暗渠としています。次にいきます。中流部暗渠区間の開渠となる矢板護岸の横断面図になります。こちらでも上流側から下流側を見た図面です。川幅は2.2メートルを確保する計画としています。

続きまして、皆様の資料の最後のページ、7ページになります。逢初川下流部の計画平面図となります。市道沿いを下った河口部付近について、災害復旧とあわせて、流下能力の不足箇所の改良復旧を行います。これはもう本当に河口に近いところになります。計画延長は約51メートルとなり、市道を横断する部分のみ暗渠といたします。これが下流部の代表的な箇所の横断面図になります。水が流れる川幅は3.8メートルを確保し、開渠構造の護岸工を施工して市道につけかえを行う予定です。

今後のスケジュールについて説明いたします。河川計画については、過去に令和4年3月、8月、そして今回、工事計画を説明いたしました。皆様から概ねの理解を得られれば、関係する方に対して、補償に関するご説明・協議を行い、ご納得いただいた方から、順次契約を結び、可能なところから工事着手するといった流れになっております。

今後のスケジュールとしまして、用地交渉ですが、令和7年の4月以降地権者様ごとに、事業及び補償に関するご説明・協議を個別に行っており、補償内容の説明も、ご納得いただいた方からお話をさせて頂き、順次、契約を結んでもらえる方向でやっております。そして、可能なところから工事着手していきたいと考えております。

工事の完了時期につきましては、地権者様や関係者様との調整状況によりますが、令和6年度完成を目指し、目標にして、事業を進めております。河川事業を行っていくには、地域の皆様のご理解と、地権者様の皆様のご協力が必要となります。1日も早く被災された皆様が戻れるように、復旧復興に取り組んで参りますので、どうぞよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

ありがとうございました。続いて、新設道路計画につきまして、熱海市都市整備課よりお願いいたします。

■清水 熱海市都市整備課 復興調整室主査

皆さんこんばんは。私、熱海市役所都市整備課復興調整室の清水といいます。本日は、私からは、逢初川沿いの新設道路計画についてご説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

こちらの道路整備計画については、昨年の5月の事業説明会において、一度皆様に事業内容の方を説明させていただいておりますけれども、説明会后皆様に、いろいろお会いする機会がございまして、そういったところで、皆様より整備の目的が分かりにくいですとか、整備効果がわからないとか、中には道路要らないのではないかと、などの意見をいただきました。そういったことで、まだまだこちらの道路事業については、皆様のご理解が得られてないのかなという

ことを痛感いたしました。よって、本日の事業説明内容については、皆様に事業についてより理解を深めていただくために、特に道路の整備効果について、重点的にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは具体的な説明の方に入らせていただきます。まず、資料の方のご確認をさせてください。全部で8枚あるかなと思いますけども。そちらの資料の方を見ていただきながら、前のスクリーンも確認していただいて、ご確認をよろしく願いたいと思います。

こちらは本日の次第となります。1番、道路整備計画について2番、計画道路の整備効果についてです。こちらの2点について、本日はご説明をさせていただきたいと思っております。なお、1についての道路整備計画については、先ほどもご説明したように昨年度、ご説明はしてはいますが、説明から1年以上経っておりますので、忘れていらっしゃるのかなということと、2点目の道路の整備効果について、より理解していただくために、必要であるということということで、本日改めてご説明をさせていただきます。こちらについては、“逢初川を中心とした地域の真ん中に命と生活を守る、周回性のある道路をつくる”ということですので。こちら本日の説明内容を一言で言い表したものとなっております。これからの説明について、以上を頭に入れていただきながら説明を聞いていただくことにより、理解が深いものになるかなと思います。ここからは、道路整備計画についてのご説明になります。道路整備計画については、この4ページと次ページの5ページの2ページにわたってご説明をさせていただきます。4ページでは平面図となりまして、次のページの5ページでは横断図を使ってご説明をさせていただきます。

では、こちらの平面図のほうからご説明をさせていただきます。まず、平面図というと、なかなかなじみのない言葉なので、わかりやすく言いますと、皆様の地域を上空の方から見た際の地図となりまして、一番皆様が馴染みのある地図になるかなと思いますが、住宅地図や、カーナビの地図を連想していただければと思います。

それでは、この平面図の位置の確認の方をさせていただきます。まず、図面の右上の方、こちらが伊豆山神社になります。ずっと左に行ってくださいと般若院の方が確認できるかなと思います。伊豆山神社と、般若院の下を通るこの黄色の路線が皆さんの生活道路の中心となっております伊豆山神社線となります。この伊豆山神社線のところ見ていただきますと、図面真ん中上の辺に仲道のバス停のほうを確認できるかと思っております。こちらの仲道のバス停のほうを、この灰色でちょっと塗られた路線ありますけれどもこちらが皆さんの生活道路の中心となっております、岸谷本線となります。こちら一方通行の道路となっております。ずっと行きますと、岸谷2号線という、一方通行の道路になりますけれども、また、伊豆山神社へ抜けるというような形となっております。図面、右下側の方に、東海道新幹線とちょっと下の方に国道135号線の方が確認できるかなと思います。位置関係としてはそんな感じでご確認いただければと思います。

続きまして、左下の凡例の方をご覧ください。凡例につきましては、具体的に赤の実線で道路計画、矢印で一方通行、水色が逢初川の方のものとなっております。そういったところで、今回の道路計画については、こちら図面の真ん中の方に計画の路線が確認できるかと思っております。次に具体的に計画道路の説明をさせていただきます。まず、道路計画については、この吹き出しの①から④が道路計画の説明内容となっておりますけれども、まず①番の吹き出しを確

認ください。逢初川兩岸の道路となります。こちらは時計回りの一方通行となっております。具体的に逢初川の両サイドに道路がございまして、伊豆山神社線側が下りの一方通行で、般若院側に面している道路が、上りの一方通行となっております。

続いて②の緑の吹き出しを確認していただきますと、4つほど確認できるかなと思いますけれども、こちらについては橋梁を表しております。上から順に車道橋、人道橋、車道橋、人道橋となっております。こちらは逢初川を渡るために、先ほどの道路と、道路を結ぶ橋となっております。車道については車、当然通れますけれども人道橋については、車は通れなくて人だけの歩行帯となっておりますのでちょっと注意をお願いします。

続きまして③番ですね。こちらは先ほどの逢初川の両側道路と、この黄色の伊豆山神社を結ぶアクセス道路となっております。幅員については7.3メートルとなっております。

最後ですが、④の吹き出しをご確認ください。こちらは現在、今回の土石流によって通行ができていない道路になりますけれどもそちらを接続するような形の道路を新しく作ることであります。通りとしては、今までのこの岸谷2号線より少し下側の方の下流側に通りをずらしまして、岸谷本線との通りが通りやすくなるようなことで計画しております。幅員については4.5メートルとなっております。

あと、道路の計画延長でございます。右上の方をご覧ください。計画延長340メートルとなっております。以上で道路の横断計画について、ページをご覧ください。こちらについては横断面図となります。横断面図は先ほどの平面図よりも大分なじみのない図面となりますけれども道路を横断的に切ったような断面の図面となっております。今回の図面については、上流から下流側を見た図面となっております。真ん中に青く塗られたところが、先ほど県の方からご説明があった新しく改修する逢初川となりまして、その両側に赤く塗られているところが、先ほど説明しました、逢初川両側の道路となっております。このところで認識していただきたいのは先ほどの情報に4メートルの幅員が道路幅員となるということ、確認していただければと思います。こちらの有効幅員4メートルというのはどういったものかといいますと、車と歩行者が同時に通行可能な幅ですよということでご確認いただければなと思っております。以上足早でしたが、道路の整備計画となります。

続きましてここから本日の本題であります道路の整備効果についてご説明をさせていただきますと思います。道路整備効果についてはこちらの6ページと7ページの2ページにわたって説明を行いたいと思います。こちらの6ページについては、道路に関係する地域の現状の課題を説明させていただきまして、続いて、7ページの方ではその現状に対する道路の整備効果を説明していきたいと思っております。つまりは6ページの現状課題に対して、7ページの方で、どういった道路整備効果があるかということ、説明している形となっております。

それでは道路に関係する地域における現状の課題について具体的に説明をしていきます。まず左側の平面図をご覧ください。こちらの平面図については先ほどの位置関係については、道路の計画の位置関係と同じですのでその辺は説明を省略させていただきます。こちらの計画道路でございますけれども左側の凡例を見ていただきますと、幅員ごとに色が塗り分けられていると思います。これを見ていただきますとこちらの道路の現況図については、道路幅員に特にスポットを当てたものとなっておりますので、そういったことをご確認いただければと思います。そういったことでこちらの図面見ていただきますと、全体的に道路幅員が4メートル未満の

道路が地域的には非常に多いのかなということで、特に岸谷クラブというクラブがございますけれどもそちら側の上流側の地域については、道路の利便性がちょっと低いのかなということが確認できるかと思えます。

続いて、右側の表の現状課題についてご説明をさせていただきます。市においては、現在、道路に関係する現状課題が大きく分けて防災面と道路利便性の2点について、課題があるものと考えております。まず、防災面についてですが、2点の課題があるものと考えております。まず、防災面の①の課題ですけれども、伊豆山神社とのアクセス道路が3メートル未満と狭小のため、緊急車両の出入りが困難であるというものです。こちらについては、左側の平面図の赤線ですね、赤の点線で確認していただくとわかると思えますけれども。現在、伊豆山神社線との主なアクセス箇所が、岸谷本線と岸谷2号線となります。いずれも3メートル未満の道路で、道路幅員で普通乗用車は通行可能ですが、緊急車両となると、通行が困難な状況であるということです。続いて、防災面②の課題についてです。地域内の道路幅員が3メートルから5メートル未満と狭く、住宅が密集していることにより、火災時の延焼防止効果が低いという課題がございます。こちらについては、地域全体の道路幅員が先ほども説明したように狭いことにより、住宅が密集しております。仮に道路沿線の方であってはならないですが、火災が発生した場合、道路向かい側の家屋に火が燃え移りやすいのではないかとというような課題となっております。

続きまして、道路の利便性についての課題について説明をさせていただきます。①番です。伊豆山神社とのアクセス道路が3メートル未満と狭小であり、アクセス道路も主に岸谷本線の1路線であることから、伊豆山神社とのアクセス性が悪いということでございます。こちらは読んでいただいた通りなのですが、伊豆山神社とのアクセス道路が岸谷本線の道路幅員っていうところと、3メートル未満と狭いということでございますので、なおかつ路線も1本ということでございますので、伊豆山神社との利便性が悪いのではないかとということでございます。続きまして道路利便性②の課題となります。岸谷クラブより上側の地域の方は、家の前面道路が3メートル未満と狭小であることから、自宅とのアクセス性が悪いというものでございます。こちらについては、具体的には、岸谷クラブより上側の岸谷本線に面している方であったり、岸谷1号線に面している方であったりさらには、逢初川より般若院側の地域に住んでいらっしゃる方を指しております。そちらについては道路の前面道路が3メートル未満等と狭いことから自宅とのアクセス性が悪いのではないかとということでございます。以上が道路に関する市の方で考えております地域の現状課題となります。

次のページでは、道路、本日一番説明したい。道路の整備効果について説明いたします。左側の平面図は、議事録の道路現況図に計画道路、先ほど説明した計画道路を張りつけたものとなっておりますので、詳しい内容についてはご説明を割愛させていただきます。続いて右側の表の道路整備効果についてご説明します。こちらは先ほど説明しましたが、前ページでの現状課題に対する道路整備効果を赤字で示したものとなっておりますので、そういったことをご覧いただければと思います。

まず防災面の方からご説明をさせていただきます。防災面①。①の課題に対しては、緊急車両の出入りが容易となるということでございます。こちらは先ほど説明した般若院のところの、伊豆山神社とのアクセス道路が、新たに7.3メートルで両側の道路ができますので、こちら

から今までは岸谷本線の方から、なかなか地域内の緊急車両の出入りが困難であったものが、こちらの方から進入可能となるというものです。ちなみに、逢初川の両側道路4メートルについても、緊急車両が通るには十分な幅員となっております。続いて防災面、②の課題についての効果についてご説明をします。延焼防止効果が向上するという点でございます。こちらについては、県の逢初川と両側道路新たに作ることによって、地域の真ん中に15メートルの公共空間が確保できることによって、道路沿線で火災が仮に起きた場合についても、道路対面側に火が延焼しにくくなるというようなことでございます。ちなみに、こちらの公共空間15メートルというのは逢初川の幅員と両側道路の幅員を足したものでございます。

また、具体的にどういった延焼防止効果の場合あるかということについては、私どもよく道路を作るときに、道路構造令という、ちょっとわかりにくいですがそういう本があり、その基準書の中で、参考文献として載っているものがございました。阪神淡路大震災の神戸市の時の事例ですが、無風状態というような条件がございますけれども、その文献によりますと、公共空間が12メートル以上確保されていれば、火災の延焼防止率が100%になるというようなこともございました。

続いてですけれども、防災面の3点目になります。こちらについては、特に課題ということで挙げられてはいませんでしたけれども、非常に防災面としては、整備効果があるのではないかとということで、挙げさせていただきました。緊急時の避難迂回ルートを選択肢が増え、安全性が向上するというものでございます。こちらは岸谷クラブより上側の新設道路ができることによって、今までは岸谷本線の1路線が緊急時の避難路や、迂回路のメイン道路として機能していたと思いますが、新たに1路線が追加され、2路線となるということでございます。そういったことによって、避難時において、皆様の選択肢が増えるというような利点がございます。こちらについては、地域にとって非常に大きな道路整備効果ではないかなと市は考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、道路の利便性についての整備効果について説明をさせていただきます。①番、7.3メートルのアクセス道路が1路線増え、アクセス性が向上するというものでございます。こちらは先ほどの防災面①と同じような理由になりますけれども、般若院のところから新たにアクセス道路ができることによって、アクセス性が向上するというようなものでございます。

続いて、道路に面する②についてでございます。こちらについては、4メートルの前面道路となる方が増え、自宅とのアクセス性が向上するというものでございます。こちらにつきましては、岸谷クラブより上側の新設道路ができることにより、岸谷クラブから上側の地域の大半の方が、今までは前面道路が3メートル未満であったものから、4メートルに改善され、自宅とのアクセス性が向上するというようなものでございます。

続いて最後ですが、その他として設けさせていただきました。こちらは景観性が向上するというようなものでございます。こちらについては、防災面、3点目でちょっと説明させていただいた内容と同じような理由になりますけれども、地域の真ん中に15メートルの公共空間が確保されることにより、海への眺望が開けることや、また、県の逢初川の河川改修によって、開渠になることによって河川の親水性も増すというようなことによります。こちらの景観の向上については、皆様が今現在ちょっと家に戻られていないような状況で、このような道路整備効果をうたうのは何か非常に戸惑うものも正直ありましたけれども、地域の皆様にとっては海であ

ったり山であったり川というのは非常に大切な財産であるかなと思っておりますので。そちらについてはちょっとご容赦ください。

以上で、道路整備効果についての説明は終了となりますけれども、最後に、8ページに、1点だけちょっとご説明をさせていただきます。こちらについては道路の整備ポイントということで上げさせていただきました。読ませていただきます。“岸谷クラブより上側を整備することにより、地域の安全性と道路の利便性が上がる”というものでございます。先ほど説明した道路整備効果を達成するためには、重要なポイントであるということでもありますので、皆様の事業への理解をより深めていただくために、こちらのポイントについては上げさせていただきましたので、あわせて道路整備効果を道路整備計画とあわせて、こちらの方についてもご理解いただければなと思っております。以上で道路の整備計画については終了となります。どうもご清聴ありがとうございました。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

続いて、公園緑地整備及び拡充、事業につきまして、都市整備課より説明いたします。

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

皆さんこんばんは。熱海市都市整備課の濱島と申します。今日の説明資料ですが、公園緑地及び宅地復旧事業について。この資料になります。前の画面とお手元の資料は同じものになります。ご承知下さい。本日の説明内容ですが、1番、宅地の復旧手法について。2番、買収分譲方式と補助金方式の比較。3番、補助金の内容。4番、補助金手続きの流れ。この内容を説明させていただきます。

それでは今回手法を変更しました、宅地の復旧方法についてご説明をいたします。まず、去年の説明会でも説明させていただきました、土地を買収して整備後に分譲する方法です。こちらの図は被災エリアを表したものになります。外側の大きいひし型の枠。このひし形の部分です。こちらが災害対策基本法の第63条で立ち入りを規制している区域にあたります。赤色の四角が全壊半壊等で建てかえが必要な建物を表しています。緑色が被害がない、または被害が少なくて修繕を行うことによって継続的に住むことができる建物になります。ちょっと細いですが水色の線が土地の境界をイメージしています。

こちらは建てかえや地盤の復旧が必要なエリアを基本に、事業の区域を設定していく図になります。このモデルでは、この黄色の部分を実業エリアとしています。そしてそのエリアの中の土地を一旦、市で買収しまして、その後、公共施設や宅盤の整備を行う予定でした。

こちらが事業完了後のイメージ図になります。家を建てて戻りたい方たちには、宅地を整備して再分譲いたします。濃い青色の四角ありますが、こちらのように、新しい分譲地に建物を新築していただきます。あと、市が買収した、戻らない方たちの土地の面積を活用して公共の施設を整備する。このような計画を昨年度説明させていただきました。

その説明後にですね、皆さんの意向をいろいろと伺わせていただきました。その中で、昨年度開催したこのような説明会のときや、あと、被害者の皆さんの意向を確認するために行った、124世帯対象でしたが、そのとき訪問して面談したときに、家を建て直して戻りたいという方の中に、いろいろなご意見や不安の声をいただきました。このモデルでは、この左のこの赤

枠ですね。赤枠で囲った方が家を建て直して戻りたいという方のご意見。この中では「先祖代々の土地に戻りたい」「分譲地の場所が他の人と希望が重なったらどうなるのか」「あと分譲地はいくらで買えるのか」という声をお聞きしました。その時ですねこのような状況や皆さんの不安を解消する方法はないかと感じておりました。

こちらの図は同じく124世帯の方たちに面談したときに、意向を確認しましたが、事業想定エリア内の皆さんの土地に対する意向をイメージ、図面にしたものです。この緑色の丸で書いてある土地、こちらは土地を売却するよという形の土地。青色の丸、こちらは土地を残したい方や、まだ悩んでいて未定ですという方の土地を表しています。そのような意向を反映しますと、市が買収して事業を行えるエリアというのが、この水色で網掛けをしたような形になります。この緑色の箱のところ、建物が残っていて戻られる方の土地になります。昨年の9月に策定されました復興まちづくりの計画書の図も、公園緑地や分譲地がこの水色のようにならざるようなイメージの絵になっております。

先ほど1ページ前のものと同じ図面に戻ります。まず、皆さんの意向の1番の方ですね。分譲地をいくらで買えるのかとか、もともとの土地に戻りたいということに対してですが、この家を建て直して戻っていきたいという方、このイメージでは3ヶ所になっており実際は10世帯程度、そういう希望の方がいらっしゃいました。報道でもあったように、10世帯の方たちを中心に、こういう不安を解消するために、先ほど前段でご説明しました、買収して分譲する方式を市の方で見直しを検討しているがどうでしょうか、といった形で相談をしながら検討を進めて参りました。

そしてこちらが、宅地の部分について見直しをした結果になります。この赤枠の3ヶ所、実際は10世帯程度ですが、建物を建て直して戻りたい方の土地に対して宅地の修繕費、宅地の修繕費といいますと石積みや、擁壁の修繕費を補助する。そのような補助金方式になります。この方式ですと、もともとの土地を市へ一旦売却する必要がないため、これらの不安を解消することができます。また、当初予定していた分譲ですが、計画では、令和7年度の半ばくらいまで整備がかかるという予定になっておりましたが、その分譲の時期を待たなくても、ライフラインと復旧が進んだエリアでは、自宅の再建を始めることができます。

続いて皆さんの意向の2番になります。当初の方式では、市が買収する水色の網掛けの土地以外の、土地を残したい、まだ考え中だよ、あとは建物が残っていて戻るよという方の白色の土地の部分。こちらに関しては、市へ土地を売らないことになるため、先ほどの石積みや擁壁が壊れていても、自力で修繕をしなければいけない状態でした。

そこで、先ほどの建物を建て直して戻る赤枠の10世帯程度の方たち以外にも、補助金の対象を広げることによって、この土地を残したい、売らないという方や、建物が残っていて修繕等で戻る方に関しましても、もし今回の土石流で被害を受けた擁壁等がありましたら、補助金を活用することになります。なお、こちら緑色のところが少し残っていますが。公園緑地等、公共施設を整備する部分に関しては、従前の買収分譲方式の時と変わっておりません。

ここで宅地の部分についてですね、見直し前の買収分譲方式と補助金方式のメリットとデメリットをまとめています。まず買収分譲方式ですが、メリットとしては、区画の整理が面的に買収することによって、できるメリットがございました。ただ実際は先ほどのモデルで見ていただいたように、買収できる土地が点在するような形でしたので、実際にはまとまった土地の

買収が難しい状態でした。買収分譲方式、元の方式のデメリットですが時間がかかる。先ほど説明しましたように令和7年度まで分譲がされるのを待たなければいけない。建て直して再建される方の不安が残ってしまう。土地を売らない方の宅地を直せない、自力で直さなければいけないというデメリットがありました。

こちらは見直し後の補助金方式のメリットとデメリットです。メリットとしましては、立て直して戻る方は、土地を売却することはありませんので不安が解消されます。また、補助金の対象範囲が広いので、広く宅地の修繕を促進することができます。そして、早く帰れる世帯、令和7年を待たなくても戻れる世帯が増えてきます。

ただデメリットもございます。河川道路事業で土地を買収させていただく方で土地がなくなってしまう方が、分譲される土地がなくなると戻る場所がなくなってしまうというデメリットが1つ。同じく河川や道路事業によって、土地を買収して残った土地が狭かったり、不整形の土地が残ったりしてしまう可能性があるというデメリットです。こちらのデメリットに関しましては、買収で土地がなくなってしまう方に関しましては、通常の事業でも行いますが代替の土地を探して用意するなど対応をしていくつもりです。また、2番目の小さい土地、不整形な土地が残ってしまう点に関しましては、今後予定していますワークショップ等で皆さんと土地の有効活用方法を検討しまして、公共用地として活用できないか考えていきたいと思っています。

今回の見直しによって、どのように変わるのかまとめました。4つのパターンで皆さんのご意向を書いてありますが、まず、現地にか家を建てかえて戻りたいという方です。この方たちは、買収分譲待って再建しなければいけなかった当初の方式から変更することによって、土地を売らなくても再建をすることができます。次に、修繕で戻る方、あとは土地を売らない方。この方たちも、当初の方式ですと、宅地の修繕、擁壁等の修繕は自費で行わなければいけなかったのですが、今回の補助金方式にすることによって、補助金を受けて、宅地を修繕することが可能になります。次に公共事業用地として土地を売却する方。こちらに関しては、先ほどの公園部分と同じように変更がありません。また、被害を受けてない方の土地も、去年説明した方式と変更はありません。

ここからは、今回変更しました補助金方式の補助金の内容について説明をいたします。配りました資料のチラシとほぼ同じ内容になります。まず、この補助金の目的ですが。今回の土石流災害の被災者の生活改善の早期の復旧。これが1つ目の目的になります。2つ目の目的が地区の安全性を図ること。これを目的としております。

今回補助の対象になる土地ですが、今回の土石流によって被害を受けた宅地が対象となります。ですので、家を建てるとか建てないというのは関係なく補助の対象となります。

補助の対象となる工事です。基本的には宅地の状態を被災前の状態に復旧するための工事が対象となります。具体的には、のり面の復旧工事、擁壁の復旧工事、地盤の復旧の工事。今回の災害では主に擁壁の復旧工事がほとんどになるかと思えます。

補助の金額ですね。今回は補助の対象の工事にかかる費用の9割を市で補助をすることになります。補助金の上限は1000万円となります。

こちらはお配りしたチラシの裏面をご覧ください。補助金手続にはここに書いてあるとおり、いろいろと流れがございますが、実際の手続きのときには、設計や工事を行う業者さんの方で

手伝っていただけるかと思えます。ポイントとしましては、まず一番上にある事前相談をいただくと、いろいろとご説明ができるかと思えます。二つ目のポイントとしましては、申請を出していただいて、その申請の内容をですね、市の方で審査をさせていただきますと、申請内容が補助金の対象となっているのか確認させていただいた後に、交付の決定というものを通知します。その交付決定後に工事に着手をしていただきたいということ。その2点がポイントとなります。なお、今回の被害宅地復旧補助金には、現場の状況によって、条件がいろいろとありますので、詳しいことは個別にご説明をいたします。担当は下の問い合わせ先、都市整備課復興調整室になりますので、こちらまでお問い合わせをいただければと思います。

最後に今回の説明会の後、今週の日曜日から公園緑地のワークショップを開催いたします。お手元の募集チラシにありますように、第1回目が今度の日曜日ですので、もう間に合わないかと思えますが、皆様の意見を広く聞きながら事業を進めたいと思っておりますので、ぜひ2回目からでも参加いただける方がいらっしゃいましたら、申し込みのご連絡をいただくと幸いです。以上で私からの説明を終わります。ありがとうございました。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

最後に、議題のその他としまして、アンケート調査について熱海市よりお願いがございますので。危機管理課より、ご説明いたします。

■小林 熱海市市民生活部 危機管理課長

管理課長の小林から避難経路アンケートについて説明させていただきます。

本アンケートを皆さんお願いいたしますという目的は、今後の復旧復興において、被災された地域の道路整備に合わせ、避難路を整備するにあたり、皆さんはどのように、避難されたかを把握するものです。お帰りの際に、アンケート用紙と返信用封筒をお渡しいたします。封筒による後日の返送、あるいは被災者支援室など相談の機会など、皆様の対応容易な要領でのアンケートへの協力をお願いいたします。また、本日記入される方はお声をかけてください。なお、本日こちらにお越しいただけない方にも郵送等により、アンケートへの協力をお願いする予定です。当時の状況を思い出すことに、つらい思いを感じる方もいらっしゃると思います。そのため、可能な方のみアンケートへの協力をお願いいたします。以上で避難経路アンケートについての説明を終わります。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

説明は以上となります。ここで質問をお受けいたします。まず、本日初めてご説明させていただいた宅地復旧補助金についてご質問のある方。質問をお受けいたします。マイクをお持ちしますので挙手をお願いいたします。

■説明会出席者

じゃあ、すいません。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

マイクをお持ちします。

■説明会出席者

補助金に繋がらないかもしれないですが、全然、私分からないです。まず買収分譲方式から補助金方式に変わりましたよね。その変更についてなんですけれども、去年の8月の段階で10何人とかいうのがありました、なぜ1回目でこれが出てこなかったのか。これがおそらくいろいろ考えた中でこの変更ということは有り得たと思いますが、しゃべり方が下手で申し訳ありません。本来だったらもっと1回目からいいのを出してくれて、じゃあみんなで行こうよということになります。まだ早かっただろうけれども。

あともう1点ですが、9月1日のところで実際に出るといっているので、説明が新聞等に出て昨日の昨日一昨日の議会でも、議員さんがいろいろ話をして、説明会が今あるといっているので、何か順番がおかしいような気がします、私は。今補助金方式についてと言われていますが、確かに買収方式のいいところもあるだろうし補助金方式のいいところもあると思いますが、長くなり悪いです、要は、いいのなら初めからそれを出してもらいたいのが一番ということと、なぜこの段階でやるのでしょうか。もっと丁寧にこの会をやって、議会を開くとか、また説明があるだとか、新聞に載るだとかってというようなことがあっても当たり前じゃないかなと僕は単純に思います。ちょっと言い方悪かったら、再度説明します。意をくんでもらえたでしょうか、どうでしょうか。

■渋谷 熱海市都市整備課専門監

はい、都市整備課の渋谷と申します。よろしくお願ひいたします。ご意見ありがとうございます。

まず1回目でこのような提案がなされなかったのかということでございます。確かにおっしゃる通りだと思います。我々も最初の宅地買収分譲方式に関しましては、被災者の皆様に対しまして、早期の復興復旧を目指すためには、なるべくご負担なく、復興復旧を進め誰が造成等の大規模な工事を行うのかというようなことに関して、市が代わって宅地の造成等を行うことにより、早期の復旧復興を目指すというようなことをまず考えて参りました。市が区画等を整備していくというようなことから、まず買収方式を選択したということでございます。それに復旧に伴って、当然この補助方式というのが提案されていけばよかったのかもしれませんが、皆様のご不安というところで、お聞きした上で、次の提案をこの場でさせていただきましたが、新たに提案がされなかったのは、一定の時間を要してしまったということは事実でございます。

それと、2点目のなぜこの時期になってしまったのか、順番がちょっと違うんじゃないかというようなご指摘でございます。やはり説明会ということで、皆様の方にご説明等を申し上げてからというようなことが先だったと思いますが、我々、今回の7月の修繕工事というところが目前に迫っておりましたので、早い段階で皆様の方にお知らせをしたいという気持ちがありました。やはり順番的には間違っていたのかなというようなところもございました。不安にさせてしまったのかなというようなところがございましたので、この説明会を経て、皆様の方にいろんなご意見を伺って参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

その他、宅地復旧補助金について、ご質問のある方いらっしゃいますか。マイクお願いします。

■説明会出席者

補助金ですが、まず一つ目がこのもらった補助金というのは、課税所得になりますか。それとも非課税所得になるのでしょうか。他の補助金についても一緒ですが、引っ越し代であるとか、アパートのお金であるとか、そういうものをもし現金でもらった場合に、もう税務署の方とお話してあってそれについて税金がかからないようにしていただいているのですよね。どうでしょう。

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

お答えします。宅地の復旧補助金に関しましては、税務署のほうに確認をしております。今回補助率90%ということで、元の形に復旧する、そのための必要な経費等を超えることはないということで、課税の対象にはならないと聞いております。

■説明会出席者

ありがとうございます。今の補助金は。一緒に聞いて申しわけないですが、他の補助金はどうでしょうか。それは税金かかるのでしょうか。

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

途中ですみません。先ほど、現状に復旧するというか修繕する時に、その経費を超える場合はかからないということでしたが、1点、税務署のほうから言われたのが、元あったものよりも、例えば立派なものを作る場合、それに関しては、対象になる可能性があるので、その場合は個々に税金のことですので確認をしていただければと思います。

■説明会出席者

ありがとうございます。他のものについてはどうですかね。すぐにはお答えが出ない感じでしょうか。もし今出ないのであれば、こういう形で皆さんに知らせるというものをおっしゃっていただければ。皆さんわかりやすいと思います。引っ越し代に税金がかかってしまったのは元も子もないです。アパート代出してもらってそれに税金がかかってしまったら、マイナスになってしまいますので。その辺とても心配です。かからないと言っていただければ安心なのですが。

■三枝 熱海市健康福祉部長

はい。ご質問ありがとうございます。すべてのものをまとめてお答えというのは一つ一つ確認させていただきますが、基本的に引っ越し代であるとかってというのは、引っ越しにかかる費用ということですので、その部分については、課税というところにはなっていないと思っております。ただ、今後お示しする補助が、これからご案内すると思いますが、一つ一つ、その際には確認した上で、お知らせをさせていただければと思っております。基本的には一時所得というところの考えもありますけれども、金額的に大きな金額の助成ということにはなりませんので、対象には入っていないというふうに考えております。

■説明会出席者

ありがとうございます。もし今後の補助金とかそういう関係の通知をいただけるときには、そのへんまで書いていただけると非常にありがたいです。やっぱり、せっかくもらったお金から税金払うのは、一度入ったものを出すのはものすごく抵抗あるので、是非そのへんはよろしくお願ひしたいと思ひます。

続けてもうひとつよろしいでしょうか。補助金に関してなんですが、今回小規模住改の方式から現在の補助金方式に変えるときに、10人に話を聞いたというお話があつて、それについてこの説明会でちゃんと説明をするというようなことをおっしゃっていたようですが、いまだに出てきていないことがあるので先に言わせていただきます。10人の方に聞いたのが、新聞で読みましたが、10人の人の意見を聞いたわけではなくて。聞いてから、それをもとに決めたわけではないというのが載っていました。問題はそこではないと思ひます。10人がどうだということではなくて。124人いるのに10人しか聞かずに、残りの114人に聞かなかったことが問題なのではないでしょうか。10人に聞いたのが、もう意思決定をした後であるのであれば、それは誰にも聞きませんでしたっていうことを公に言っているということだと私は思ひますがいかがでしょうか。

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

今回の見直しですけれども、先ほど説明をさせていただいた通り、昨年行つた124世帯に対する個別の面談ですね、皆さんからお話を聞かせていただきました。その中で、二つの説明資料の中で、皆さんの意向というのがあつたかと思ひますが、一つ目は、建て替える方、分譲する土地の対象の方になります。その方のご心配の声やご意見。もう一つが、土地を売るか売らないか。そういうご意向がその2の意向でした。

まず、今回大きく変更する部分に関しましては土地の分譲地、宅地に関してなんですけれども、ここが影響してくる方が10世帯の方々だと思ひます。その方たちに関しましては、124世帯の意向がわかつた後も、今年の正月ぐらいからですか、検討をこれまでずっと進めてきましたが、その間にお会いする機会があれば、見直しをかけていますがどうでしょうかっていうのを相談しながら決めて、最終的に先月の5月に市役所の中でこの方式に変更しようということが決定して、チラシでまずはお知らせをさせていただいたところです。

あと、補助金の対象をですね、そちらを広げさせていただいた、資料で言うと皆さんの意向の2番ですが、こちらに関しましては変更というよりも、もともと支援がなかつた方たちに支援が広がるということで、まずは10軒の方の不安等を減らすために検討を始めたものですから、

他の方たちも従来の分譲方式だと自力で修繕しなければいけないということで、その方たちの負担をなるべく減らすために追加をしたと考えております。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

ちょっとここで少し私の方から補足しますと、124世帯の個別面談のヒアリング調査を行って、被災者様の意向を確認してその中で、建て替えて、現地に戻りたいという方が10世帯あったということで、そこで改めてその10世帯の方が分譲の対象になってきますので、そこにその方々に改めてまた意見を伺いました。そういったことになります。

■説明会出席者

その時点で関係のない人には聞く必要がないと判断されたということでもよろしいでしょうか。対象が広がるわけですよね。そしたら該当する人って増えるわけですよね。その人たちの意見は聞かなくてもよいと判断されました。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

そこは124世帯個別の面談調査をしておりますので、それで意向は確認できているというふうに考えています。

■説明会出席者

方式が変わるわけですよね。方式が変わることによって、補助金がもらえるようになる方もいけば不利になる方もいるわけですよね。確認しなくてもいいですか。とりあえず今該当している10世帯の人に聞けば十分。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

ほぼ全体に意向を確認しておりますので、そこに多くの皆さんの意向に沿った形になっているというふうには判断しております。

■説明会出席者

意向を聞いたのは帰りたいかどうか…。

■説明会出席者

方式が変わっているのに、少数人数じゃないか10所帯ってというのは、その部分の意見を聞いて、この今回のこれをしたのではないですか。そうでしょう。124世帯みんなに聞いたって言うけど、10世帯に話を聞いてこの方式入れたのではないのでしょうか。違いますか。みんなそういうふうに感じています。だから周りの所に補助金が配られる、やるって言いますが、俺らは家がなくなってしまった人間です。それで、1000万まで出します。1割負担とはどういうことでしょうか。いいですか。ガラスを割りました。1万円かかります。いや私9000円出すから、おたく1000円出して。そんなばかな話ありますか。違いますか？それを今、話を聞いていると、多分当たり前のように言っていますが、根本的に考えてください。もうちょっと。腹立っていま

す、みんな。話を聞いていると。長い時間。私のあれだって聞いているけど、無駄な時間です。もうちょっと考えてください。市長。

■説明会出席者

すいません。私、元いた場所へ帰れるなら帰りたいて言いましたが、私は帰れる方には入ってなかったということですよ。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

すいません、マイクをお持ちしますので。

■説明会出席者

マイクなどはなくていいです。元いた場所へ帰れるなら帰りたいて言ったのに、私は帰りた方に入らなかったってことでしょうか。この10件には入ってないですよ。

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

すいません。〇〇さんに関しましては、お話を十分聞いております。先ほどもご説明させていただいた通り、道路と川の事業で、もともとの土地がなくなってしまうということで、おっしゃる通り、戻る土地がなくなってしまうかたちになります。ですので、今回の10というカウントには入れてないですが、事前にそのようなお話をさせていただきまして、まだ検討途中の段階だったと思いますが、代わりに何か方法がないかっていうことをご相談させて進めさせていただきました。

■説明会出席者

はい。何でしたか、忘れてしまいました。分譲方式は駄目だと思って、5月に決まったのですよね。代替地の話はいつからしていましたか？

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

確か検討を始めた当時ですので、今年の終わり頃だったかと思います。11月か12月ぐらいだと思います。

■説明会出席者

まだ決まってない話をしていましたか、俺は。

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

ただ、〇〇さんの場合は、どうしても道路と川の事業で、土地の方をご協力していただきたい土地になっておりましたので。分譲方式でいくと令和7年度まで待たなければいけません。ただ、今回の説明でも説明させていただきましたが、代わりになるような土地があれば、それが見つけられれば、どこが分譲されるか分からないのを待っていただくよりも、希望の土地を早めに見つけて、そちらの方で、新しい生活を進めていただくのが、最善かと思って対応させてい

ただいております。

■説明会出席者

そもそも、そういう人の意見を聞いて、図面を作れば良かったのではないですか。先に図面を作ってしまう、特に早々から帰還を希望していた2軒、そこを避けて図面を作って、そもそもそこから間違っているのではないですか。あまりにも説明が無いから、今日は言いたいこと言います。市長さんに聞きます。答えていただけますか。

■齊藤 熱海市長

はいどうぞ。

■説明会出席者

そもそもこの9割負担制度、いつからこの話がテーブルに上がったのですか。

■齊藤 熱海市長

庁内各部署の担当者は、先ほどお話があった通り、皆様からいろいろな不安を聞いてから、というふうに私は聞いております。そして、庁内で私のところに、こういう方向でやりたいというのは、実際、年を明けてから、もう少し経ってからだというふうに記憶がございます。最終的には庁内の復興推進会議が5月だったと思いますけれども、最終的にはそのタイミングでその方向でいこうということを、我々庁内として意思決定をさせていただきました。

■説明会出席者

いわゆるその案が上がった時点で、被災者や議会にはからずに決定して、被災者は決定通知が送られてきただけ、また、市民の代表である議員は、マスコミ報道や会見で知ったっていう状況だったじゃないですか。なぜ先に、逆なのでしょうか、流れが。被災者の意見を聞いて時間がかかっても、「こういった形にしようとしています。」とやったほうがいいです。今、結局また時間がかかっているじゃないですか。これを取り下げてまた9月までやって。このやり方って、あれじゃないですか。以前の熱海国際映画祭の時の。市長肝入りの。その失敗と同じではないですか、やっていることが、違いますか。市長に聞いています。市長が話し合いに出こないから、こういう場しかないから、市長さんに聞いているのですよ。

■稲田 熱海市副市長

副市長の稲田と申します。

■説明会出席者

いいから。答えられないって言えばいいです、市長が。

■説明会出席者

だったら話し合いに出てきてください、毎回。

■齊藤 熱海市長

タイミングにつきましては、いろんな齟齬があったというふうに我々も反省をしております。住民の皆様には説明をする、ある意味そのところが、先走ってしまって、皆様に通知を先に送ってしまい、また、それが報道に渡ってしまい、そういったしっかりと、その事務的なプロセスがうまくいかなかったところは、大変反省をしているところでございます。今回、説明となりましたことは、大変申し訳なく思っております。具体的などころについては、事務方のトップであると副市長が、これからちょっと細かく話をさせていただきます。

■稲田 熱海市副市長

すいません。副市長の稲田です。皆さんがおっしゃる通り、この件につきましては順番が違ったというところは、深く反省をしております。本来ですと、この説明会がスタートであるべきと私も感じておりました、私の指示が、確認が怠ったことによりまして、混乱が起きたことについては深く反省しております。

■説明会出席者

市長の責任ですよ、副市長じゃないですよ、悪いけど最終的には。

■稲田 熱海市副市長

それでまず、どういう経緯でこの検討がされたかを、この機会にもう少し詳しく言いますと、担当が言うように担当課では、昨年9月ごろでしょうか、まちづくり計画が出たころから、皆さんの意見を基づいて検討に入っていたということでした。ただ、私のところまではその検討については、話は届いておりませんでした。当然そういうことになると当初予算に影響があるので、暮れから年明けにかけて相談がありました。担当課だけじゃなくて、大きな話で方針転換するということですので、関係部局の部長級を集めていろいろ議論をした。ですが簡単な話ではないので、いろいろな意見が出ました。

補助制度にするとしても、先ほど来あるように、補助率をどうするのか。補助の対象をどうするのか。役所の中でもそこは大議論になって、なかなか決め切れず、今年度の当初予算に間に合わせるができなかった。ただ、担当課とすると、そういうような中で、行政代執行も予定の終了日が近づいてきて、9月1日解除の予定日を公表する中で、いろいろな帰還に対する準備が始まる。これに遅れると、皆さんがせっかく早く帰還できるような補助制度の内容が皆さんに伝わらないということで。いろいろと中でも、どうするかということの議論を重ねた結果、まずは補助率が9割ということになりました。おっしゃる通り、10割も検討の中に入りましたが、補助金の10割っていうのはなかなか行政にとって難しいところがございます。我々が全国でこのような被災の補助金を調べた中で、仙台市が、9割補助を出しているそうです。

■説明会出席者

それは自然災害です。

■稲田 熱海市副市長

その中で、結論に至ったというところですよ。あと対象につきましても、言ったように、住環境を考えると、いわゆるすべての宅地について、対象にすべきではないかという議論に最終的になりまして、対象も被災宅地についてはすべて対象にするというところで、先ほど市長が申し上げました通り、5月19日の災害対策本部会議、ここで最終決定を得たというところですよ。

そこで、手続き上、きちんと慌てずにやればよかったですよ、すいません、チラシが先に出たことによってすべて段取りがずれたことで、このような混乱が起きてしまったことについては、深くお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

■説明会出席者

このぐらいの混乱は予測できるのではないですか。これだけ職員の方がいて、副市長さんが2人いて、こうすれば、こうなるって、予測できないのでしょうか。他の部長さんクラスも予測できなかったのですか。

■稲田 熱海市副市長

すいません。私の指示不足で気がついた時に出ていたものですから。本当に申し訳ございません。

■説明会出席者

部下が勝手にやったってことですか。指示を待たずに。

■稲田 熱海市副市長

いや、OKは出ていました。災害対策本部会議で決まっていたんですが、そこでチラシを出すという、いわゆるどういうタイミングで皆さんにお知らせするかっていうところの、私がちゃんと指示をしてなかったんで、その対策本部会議での決定をもって、チラシが出たと、いうところで大変申し訳なく思っております。

■説明会出席者

最初から信頼関係が成り立っていないと思います。住民と行政側の。最初に金城館に来た時も遅すぎですよ。あのとき僕、市長に言ったこと覚えていますか。盛土の話とか言っても平気ですか。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

時間に限りありますので、事業に関係する話で、質問をお願いします。河川、道路の事業も含めてをお願いします。

■説明会出席者

いくら河川、道路を整備しても、上に残っていたら安全じゃないです。そう思いませんか。

県が今日、再検討するって言っているけど、昨日の議会でも議員が言ってくれましたよ。市独自で検証の範囲をもっと広げて、可能性のあるところを広げて、市独自で、盛土の安全性の検証をやってもらえませんか。全部、県が安全だと言ったから、それで済ませていますけど、熱海市のことなので、市長の威信をかけて、安全を勝ち取ってくださいよ。

■齊藤 熱海市長

まず安全性の検証についてでありますけれども、今回、残りの約2万立米を今、取っておりますが、おそらくいわゆるP領域のことをおっしゃっていると思います。

■説明会出席者

その周りも全部ですよ。

■齊藤 熱海市長

そこも含めてであります。P領域について、これについては、まず、その落ち残りのところの土砂というのは、今回対象として2万立米とは、持ってきているところも違います。年代も違います。今、落ち残りを県でやっているところについては、神奈川県から持ってきたものです。

そして今心配されている部分のところにつきましては、そのすぐ隣のところから移動してきた、これ土質の調査をした結果からとなっております。結論的には、今のところは安定をしているということがわかっておりますので、ここについては、ご心配は要らないということをお願いしたいと思います。

■説明会出席者

すいません今、安全だと言った盛土ですが、県は確かに安全だと言っていますけれども、この盛土の中に、何百トンものコンクリートの殻が入っていました、それで安定していると言えるのですか。

■齊藤 熱海市長

廃棄物につきましては、これは県と市が、今、事業者に対して、行政代執行も視野に入れながら指導しております。安全性というのは、今おっしゃっている、いわゆる盛土の安定性、これについては、安定をしているというふうに、理解をしております。

■説明会出席者

評価をしたのですか、どこに何があるか全部調べたのですか。

■齊藤 熱海市長

廃棄物につきましては、今、県と市が現地でその事業者に対して調査を行っておりますし、また県の方でも調査を行う予定であります。

■説明会出席者

今、調査を行っているのに、なぜ何で今、安全だと言えるのですか。

■齊藤 熱海市長

安全性につきましては、今、廃棄物の話と盛土の話がごっちゃになっていると思いますけれども、盛土安定性は、そこについては、実証されていると考えております。

■説明会出席者

盛土の安定性を調べるのに、中にコンクリートの殻が入っているのです。その土質をどうやって評価しているのですかという話を聞いています。それができないで安定性の評価は出来るわけじゃないじゃないですか。

■齊藤 熱海市長

安定性と廃棄物、これは別物だと思っています。

■説明会出席者

あなたは土木の専門家ではないのですか。どうやって評価するのですか。コンクリートが入った土砂をどうやって評価しているのですか。その間を水が通っていくのではないですか。

■齊藤 熱海市長

今おっしゃっているのは、⑥のところをおっしゃっていると思いますが、この廃棄物については、今撤去を指導しております。最終的には、行政代執行を視野に入れながら、というところで。

■説明会出席者

なんで今、行政代執行できてないのですか。やる法律ありましたよね。

■齊藤 熱海市長

やっぱり、これプロセスが必要になりますので、今そのプロセスをしているところであります。

■説明会出席者

この状態で、まだこれから、コンクリートも残っている、2万立米残っている。発災前と変わらないですね、状況は。安定性だというふうに言っていますけれども、中開けてみないとどうなっているか分からないですよ。

■齊藤 熱海市長

総合調査は、土質の調査をした上で盛土の安定は、ここを取る必要はないということは、これは実証されています。

■説明会出席者

もう1つ言いますが、隣の宅地造成の排水施設に問題があるということは去年の定例会でもはっきり議会等でも仰っています。そのときの雨っていうのはその発災の時の雨のようなので24とか28ミリですよ。今、川の整備は30年で100ミリ降るときに逢初川に大量の水がまた流れ込む。毎秒何トンもの水が流れ込む。その水に今の土砂、耐えられるのですか。

■齊藤 熱海市長

まず、D工区の話をしてありますが、D工区は、あれは流域が違います。今後の63条の解除とは関係がないと考えております。〇〇さんの主張は、その水が逢初川に入ってくるという主張だと思いますけれども、我々の調査ではそういったケースではないというふうに判断しております。

■説明会出席者

入ってこないのですか。

■齊藤 熱海市長

入ってきているというふうには考えておりません。

■説明会出席者

いや、入ってくるわけがないですよ。そんな大雨、30年に1回の大雨降ってないです。100ミリの雨降ったらこないのですか。

■説明会出席者

この間の台風のあととか見に行きましたか、どなたか職員の方。水がちゃんとこちらに流れてないと確認されましたか。

■齊藤 熱海市長

それは確認をさせていただいております。

■説明会出席者

どういう確認ですか。写真とかありますか。きちんと分水嶺でちゃんと向こうに流れて逢初川にはきてないという証拠がありますか。それ見せてもらわないと安心できません。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

先日の大雨の際は、我々ではなく、静岡県東部農林事務所の方で現地の方の表面水の流れについて確認しております。

■説明会出席者

発災当時、逢初川から鳴沢川方向に水が流れたという三日後に写真が撮られている。静岡県警も認識しています。

■説明会出席者

この間大雨の日のその次の日に、行ってきましたが。盛土のところ、安定しているところの表面を水がバンバン流れていて、そのところの下のところには、木の殻みたいなものとか、石の大きいものがよけてありました。そういうのを承知しているのでしょうか。それで中身が安定しているというふうに言っていますよね、市長は。中に何が入っているかわかってないではないですか。見てないではないですか。東部農林事務所が行っただけで、一緒に、今度大雨の日に行ってみたいと思います。

■説明会出席者

作りかけた堰堤の下に排水溝みたいなものがあるけど、そこからは水が出てなくて、山の方から流れています。この排水溝もしかしたら効いてないかもしれません。やっぱりこれを確認するのは県の管轄かもしれないけど、やっぱり大雨が降ったときに市の職員で行って、見ていただいて、そこで分水嶺を越えて流れているっていうのを確認して欲しいです。もう2年経つ間に何回大雨降りましたよね。やっぱり確認して欲しいです。私たちの命を守るために。〇〇さんの写真を見る限り、〇〇先生のおっしゃる通りかなという気がします。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

すいません時間がかなり押しておりますので…

■説明会出席者

いいですよ、続けて。

■説明会出席者

質問いいですか。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

マイクお持ちします。

■説明会出席者

よろしくお願ひします。戻ってしまいますが、まず土地の買収が難しいというところから。分譲方式から考え直そうという話が出ました。これからすばらしい道路を作ろうと言っても、土地の買収が進んでないという状態だと思います。また道路だったらもっと早く作ろうと思えば作れると思いますが、多分土地の買収ができてないから、いつまでたっても道路ができないのだと思います。だから分譲方式だろうがなんだろうが、私たちの生活再建には土地の買収がすごく大事だと思います。これは市長さんではなくて、土地の買収を担当している方にお伺ひしたいです。土地の買収についてどれだけ努力されましたか。他の被災地でも、用地買収って

ものすごく大変なことだと思います。誠実にしっかり説明をして、そして応じてもらう。そういうプロセスをちゃんととっているのかどうか。土地の買収に何回地権者にお伺いしたのか、説明したのか、そういう状況を知りたいです。もう2年たっていますけど、それが知りたいです。ぜひ土地の買収をしっかりやって、今どういう状況ですか。地権者何回、何人おられて、そこに何回訪問して、何回お話、面談されたのか。その記録があったら、もちろん説明できるのでしょうか。そもそも土地の買収がうまくいかなければ、こんなすばらしい道路も絶対できません。最終的には強制的に土地を収用する予定ですか、それは法的にできるのですか。それちょっとお伺いしたい。この中に地権者もおられると思います。

もう一つ。補助金制度の9割負担の場合の流れってというのは、今日細かく示していただきました。あくまでも市役所から見た手続きのことだけなのですね、それを申請するとお金ももらえますけれども。多分、伊豆山の土地の方はまだ土地の測量もしてないお宅もあるし、いろんなかたちがあると思います。ですから、それは市役所じゃなくて、持っている人がやらないといけません。すごくいろいろな手続きとか建築屋さんとの交渉があると思います。それがやっぱりどの程度負担が増えるのか。結局、9割お金もらっていても、申請書を書いても、それはそのおうちを直したい人がやらなきゃいけないことなのですよ。今業者さんが何か全部やってくれるのかとおっしゃったのですが、そうなのでしょうか。ですから、分譲方式と違って補助金になると、今度はいろんな自分の家の周りの擁壁直すための、お隣さんのこととか。どんないろんななんかよくわからない、建築関係で負担が出ると思います。負担というのはお金だけでなく、平日休んで、業者さんと交渉するとか、そういったことです。これはあくまでも、市役所から見た手続きだけです。フローチャートというか、そういうプロトコルというか一番、色んな例があると思います。まず測量から始めなきゃいけない、どれだけの手続きとか、どれだけの業者と折衝が必要とか、1回資料いただいて。それでも負担が軽いですよ、むしろ分譲方式よりも早く皆さんが家を建て直すことができますよ。その根拠を示していただきたい。ものすごく大変なことではないかと私は思います。

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

はい。こちらに関しましては、土木事務所のほうで行っている河川の買収、市のほうで行っています道路部分の買収。こちらに関しては、昨年の秋頃から買収の方法、流れについての説明を道路の計画課とともに対象の地権者さんの方に行かせていただいているところです。実際の買収の面積や金額等の交渉ですが、こちらの方は順次進めさせていただきまして。1回でご理解いただければいいですが、そういう方ももちろんいらっしゃいませんので、何回か説明の方を重ねさせていただいて、順次進めさせていただいているところです。割合的には全体の今3割ほどまで買収をさせていただいているところになります。この道路と川以外の部分、まちづくりの部分に関しましては先ほどの説明でもお話ししましたが、やはり川と道路と違ってどうしてもそこに公園がなければ危険だとか、そういうものでもございませぬので、川や道路、地元の安全等に関係があるところに関しましては別ですが、それ以外のところはなるべく皆さんのご意向に添えるようにということで事業エリアの方を決めていきたいと進めているところです。川と道路の部分に関しましては、今おっしゃられたように丁寧な説明が必要かと思っておりますので、今回の説明会でもその事業の必要性を説明させていただいていますが、なるべく

ご理解をいただくよう努力をしたいと思っております。

■ 渋谷 熱海市都市整備課専門監

はい、2点目の宅地の復旧制度に関わります、境界確定等のご負担となるところについてですが、やはり宅地分譲の場合におきましても、やはり境界確定というところにおきましては、確定においての時間というところは、一定程度の時間がかかるというところがございますが、今回の復旧の補助制度というところで、我々が一応現地の確認をさせていただいている中では既存の擁壁、ブロック積みや、境界となるところの工作物については、ある程度残っているところがございます。確認できるところもございますので、そういったところが境界として立ち会いの中で、ご了承いただけるものだという事であるならば、ある程度復旧が早いのではないかとございますが、それが改めて、確定として、お認めいただけないというようなケースがある場合については、多少時間がかかるものということかもしれませんが、そこは行政としても介入できないところもございます。ただ、お手伝いの中では、やはり我々の方にご相談いただいた中でどういったことが考えられるっていうのは当然個々によって違うと思います。その辺は我々も、ご相談いただいた中で、こういったケースがあります、こういったちょっと悩んでいるとか、お聞かせ願った中で我々も一緒に、考えさせていただきたいなというところがございます。

■ (司会) 程谷 熱海市観光建設部長

すいません。最後に一つ質問受けます。

■ 説明会出席者

そもそも信頼関係が成り立ってないのですよ。昨日の議会でも、これからも被災者と対話を重ねると市長さん言っていたけど、どれだけ市長さん会話してきたのですか。現場の職員じゃないですか、結局は。こういう、そちらが主催で集まった場でしかこうやって話せないじゃないですか。だからこうなってしまう。まさかマリンスパで会った時にこんな話できないでしょう。

実際問題、対話する場があってもよかったと思います。そういう場が少ないし、そもそも最初に金城館に来たのも遅いし、信頼関係がないです。信頼関係がない中で、幾らこういう議論を重ねても不信感しかないです。みんな。信頼している人いますか、行政を。

■ 説明会出席者

いません。

■ 説明会出席者

不信感持っている方いますか。

■ 説明会出席者

私は信じたいです。

■説明会出席者

そういう部分だと思いますよ。最初に金城館で僕は市長に言いました。もしあの盛土がなかったら、これだけの甚大な被害になってなかったと思いませんかと聞きましたよね。そのとき市長さんなんて答えました。覚えてないですか。まだ検証中なので、今ここで私の思いを述べるのは控えさせていただきますと言いました。そのあとMOAでも市長の夢の青写真。話した後に、市長さんは、本日は、私の思いを述べさせていただきますって言いました。なんでこっちが聞いたとき自分の思いを言わないで、ああいうときだけ自分の思いを話して。まだ、時期尚早なのに。そういうところから信頼関係がないです。そこから信頼関係をつくっていかないと幾らいろんな事務方の方たちがいろいろ考えて、いろいろ発案していろいろ議論して形を作っても、届かないのではないですかと、僕は思いますけど、市長さんいかがでしょうか。

■齊藤 熱海市長

ご指摘ありがとうございます。今までいろんな様々な機会で自分がしてきたことが必ずしも皆さんところに届いてないと、そういう声だと思しますので。皆様がしっかりと熱海市役所とともに信頼関係ができるように、これから、一つ一つ丁寧に対応して参りたいと思います。よろしく願いいたします。

■説明会出席者

次はいつやりますか。

■齊藤 熱海市長

まだ今日は。今日の話が終わっておりませんので、まず今日のお話させていただきたいと思います。

■説明会出席者

7月中にはやるのですよね。

■説明会出席者

市長、向いている方向が違います。守ろうとしているものが。住民や被災者・市民ではないですね、何か違うものを守ろうとしています。みんなそう思っています。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

すいません。次の質問を最後にしたいと思います。

■説明会出席者

なぜですか？もっとやりましょうよ。被災者に向き合ってほしいです。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

申し訳ございません。次の質問を最後にさせていただきます。

■齊藤 熱海市長

今お話があった通りですけど、もうかなりの時間がたっておりますので、質問のある方がお残りいただければと思います。

■説明会出席者

〇〇番地に住んでいた〇〇です。計画道路の方の話ですが、生活道路ということで、いろいろとお話していただきましたが、先ほど当日の発災時の避難路、避難をしたかということのアンケートをとるということがありましたが、ここのこの命を生活を守る道路、ここには避難路がないです。9月1日に戻って、もし何かがあって、避難をしなければならないときにどうしますか。お涙頂戴の話じゃないですけど。私の娘は4歳で靴下だけ履いて竹藪の中歩いて避難しました。もうそんなことは本当に起こって欲しくないです、俺は。ここでどれだけ言い合ってもいいと思います。でも、本当に死ぬのだけは嫌です。子供にこんな思いさせるのは嫌です、俺は。それだけはもう本当に住民だけの力じゃできない。でも行政だけの力でもできないでしょう。だから、一緒になっていい伊豆山にしていきたいと思っています、俺は。だから、この命と生活を守る道路。これの避難路を早急に考えて欲しいです。お願いします。

■齊藤 熱海市長

アンケートを僭越ですが、お願いさせていただいておりますので、しっかりそれを踏まえて、きちんとそれが対応できる避難路をしっかりと整備して参ります。

■説明会出席者

今アンケートって言ったので、お願いですが。住民だけのアンケートじゃなくて、市の職員が前日の夕方から何をしてたか。当日、全員招集されたと思いますが、誰がどういう指示で役所に来たか、どういう動きをしていたのか。それは市長も含めて全員にそのきちんとしたものをとってほしいです。2年経ってもまだやってないって言ったら、ほかのところで笑われました。何やっているんだと。職員も含めて全員に。住民だけじゃなくて職員も全員来ていただきたいと思います。

■説明会出席者

本日の話の中で補助金の話で申し訳ないですが、9割負担ということでその根拠が仙台市でやっていたというのはやはり納得しかねるところがあるので。100%じゃない理由を他に求めるのではなくてこうだからできないというふうに説明していただきたいです。他でやっているから他に合わせて9割、頑張っていたのでしょけれどもちょっとそれはどうなのかな。この後に、こんな同じようなことがあってはいけないと思いますけど、もし万が一のときに、熱海は10割出したのだからっていうその自分たちがモデルケースになるぐらいの気概は見せていただきたいなと思いますので、100%じゃないって理由を明確にお願いしたいと思います。

■稲田 熱海市副市長

副市長の稲田です、そのところが我々も一番難しかったところです。ほかにもいろいろな補助金がありますが、2分の1、3分の1、3分の2、4分の3とかあります。9割がまずあったということで、我々も前例がある復興としてできるだけ高い率にしたかったっていうのは、本音のところなんです。それを10割に持っていけるかどうかというのは中の職員レベルでいろいろ議論がありました。個人の資産の修繕というか、個人の持ち物を直すということで、市が一旦買い取ったものを市のものを直すのとちょっと訳が違うので、そこはいろいろ議論があったところです。いわゆる個人の所有のところ、税金を使って補助するということで、最終的に9割がいいのではないかとところで市長に最終的に判断していただきました。お気持ちもわかります。それは中で職員の中でもいろいろと意見が分かれたという議論があったところなんです、ただ最終的に9割で提案させていただいたということです。

■齊藤 熱海市長

補足でございますけれども、気持ちとしては、今回すごく復興のことを考えると、我々当初は市が全額ということでありました。今回、圏域も広げて、家を建てかえるに関係なく、広く地域、岸谷のエリアがよりよい状況になるようにということでもあります。しかしながら、やはり税金を使わせていただきますので、今後、納税している市民の皆さんの理解も同時に得なければいけないという中で、最終的に、多分全国的にも9という数字はなかなかないと思いますが、これでやろうと最終的に私は判断をさせていただきました。

■説明会出席者

9月に出すときに10割に出してみたらどうですか。もう一回やるときに。一回取り下げて、もう一回9月に議会に出すのであれば10割で出してみたらどうですか。それで反対があるのかなのか。

■齊藤 熱海市長

広く市民の皆様の税金を皆様の被災された皆様でありますけれども、個人の財産に使わせていただく、そういうことを理解する私はぎりぎりの数字が9割というふうに、考えさせていただいております。

■説明会出席者

そういう思いはあるけども、今回に限っては、10割でどうですかって出してみたらどうですか。

■説明会出席者

それでちょっと私はちょっとその9割、10割っていうのは非常に高いと思います。なぜそんなに出すのか、後ろめたいからじゃないですか。そのところです。何でそんなに余分に。人災だって市の責任を認めてないのに、なぜそんなに高い率で出すのか、それが納得できません。そこを答えてもらえませんか。

■濱島 熱海市都市整備課 復興調整室長

そこに関しましては、担当課からです。やはり当初の買収をして町並みを安全にするということが、希望に沿ってというを買わない土地も出てくる。その部分を、例えば戻らないっていう方は、もう自分がそこに行かないので関係ないからということで、石積みとかが壊れていても放っておく人はもしかしたらいるかもしれません。ただ、今回の補助率をなるべく上げることによって、1割負担だったら、この機会に直しておこうっていうそういう方が増えていただけるかと。そういった考えもありまして、高い補助率も必要と考えています。

■説明会出席者

話が戻りますが、先ほどの残った盛土と産廃のことについて、市長さんが今の所有者に対して行政代執行も視野に入れているという発言をさっきされましたよね。本当にそれはそうしてほしいと思います。本当にそれが計画に入っているのですしたら、そのスケジュールが、例えばその所有者に対して行政代執行をかける前に請求して、何ヶ月か待って返答がなかったからっていうふうに計画的にされたらいいじゃないですか。今の所有者に対して、行政代執行かけていただけるのですしたらそのスケジュールを今この場ではっきり聞きたいと思います、本当に。皆さん聞きたいと思いませんか。よろしくお願いします、市長さん。

■齊藤 熱海市長

先日、県のこの廃棄物、まず廃棄物のこれは残念ながら、市長の権限でやりたくてもできません。これは我々の方からですね、県の廃棄物担当の方に直接お願いをして、この間打ち合わせをさせていただきました。周囲の住民の皆さんが非常にこの廃棄物に不安があるということの中で、最終的には行政代執行も視野に入れながら指導してやると、ただこれはきちんとしたプロセスを踏まないといけないので、今、指導、そのプロセスに沿ってやっているところですので、ちょっと私の方から具体的なスケジュールは申し上げられませんが、間違いなく県と一緒にあって、そこは進ませていただきますので。お約束をさせていただきます。

■説明会出席者

ありがとうございます。今そのプロセスの例えば最終的が10だとしたら数字で言うとどれぐらいですかね。

■熱海土木事務所 日野原次長

熱海土木事務所の次長の日野原と申します。廃棄物の関係については、事務所で担当しているものではないものですから細かい工程等を把握できておりません。申し訳ございません。今日はちょっとお答えできないものですから、また担当の部署に、今回いただいたお話はお伝えさせていただいて、また別の機会になろうかと思っておりますけれども、例えば説明する機会を検討することも含めて、お話してまいりたいと思っております。今日は回答できなくて申し訳ございません。よろしく願いいたします。

■説明会出席者

すいません、私もすごく主観的な考えで多分行政の方からはナンセンスな考えだと思いますが、今先ほどの話で市長さんの、盛土の安全については県が保証するという話で。どういう方法か分からないですが、盛土を保証するなら、それはそのままいいですけど、中に入っている産廃だけでも抜いてほしいです。あれは危険なものなので産廃は私たちの頭の上にあってはいけないものです。個人の庭にだって産業廃棄物置いてはだめじゃないですか。あそこに置いてはいけないものです。産廃だけでも抜いてほしいです。あの時期だと私あの仕事で特別産業廃棄物とかの管理をしているんです。間違いなくPCBとか入っている年代だと思います。3月19日の説明会のときに、県の方は今の所有者が大丈夫むき出しじゃない、という議事録を読ませていただきました。参加していないのでニュアンスはわかりませんが。例えばコンデンサーとかは、頑丈な金属で囲まれているから、今埋めたって何も汚染されませんが、必ず腐食して出てくる可能性がある、将来にわたって。ですからもうそれはもう早く取り除いて欲しいです。ですから今熱海とか、県とかが早く除いていただいて、それをどこに請求するかは私たちが心配することじゃないと思います、完全に被害者だから。そちらの方でしてほしいと思います。コンクリートのガラも危険だと思いますけど、安全性が大事です。やっぱり有害なものが埋まっている可能性があり、それが非常に心配です。これ個人的な心配です。ですから行政代執行さえしていただければ、盛土も一緒に産廃も全部なくなるから、それが一番簡単でシンプルな解決方法だと思います。ここにたどり着くのになんでこんなに曲がりくねったことなのでしょう。県に言って県はあだから、こうだから。県が決めるなら熱海市がパイプになって、私たちの気持ちをしっかり伝えていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

■熱海市

はい。お願いします。

■説明会出席者

すいませんちょっと川のことでお話ししたいと思います。一つ目は、先ほどの説明の資料の中に、3ページに“逢初川を中心とした地域の真ん中に命と生活を守る信頼性のある道路をつくる”とある。非常に担当の方はいい作文をなさったと思いますが、間違っていますよね、これ。もともとの目的はこれではないですよ。もともとの目的は市長が10月に最初に掲げた、水辺を意識した伊豆山神社への周回道路、周遊道路ですよ、それをごまかしてこんなことまでやっても、住民はごまかされないと。市と県の会議録をとらせていただきました。はっきり書いてありました。市長の復興のビジョンで決まったと。部長2人と市長の3人の打ち合わせで決まりましたと。読ませていただきました。嘘は書いてはいけないと思います。こんなところに命っていう文字を入れるのであれば、上の盛土を何とかしてください。ここに川があったから盛土は落ちてこないのでしょうか。おかしいです。

それともう一つ。どうしても帰りたいっていう方の意向で、川の流れが変わったって話を聞いているのですが、そういうことがあるのでしょうか。川は県の方の管轄ですから、例えば市から申し入れたりしても決定したのは県ですよ。県の方にも伺いたいです。そんなこと

で川の流れが変わるのでしょうか。片側の人の意見だけを聞いて川の流れを変えてしまう。そんなことはあるのでしょうか。お答えください。お願いします。

■熱海土木事務所 日野原次長

熱海土木事務所次長の日野原と申します。今お話があった後段の川の線形というか、計画についてお話させていただきたいと思います。先ほどうちの担当の方から説明をさせていただきましたけれども、基本的に川の考え方としましては、現在の河川の位置を基本とするということの中で、水がスムーズに流れるよう、なるべく緩やかなカーブを描くようにすると。それから、今後の大雨にも耐えられるように、川の断面が小さい箇所を広くする。それから維持管理をしやすい開水路にするということでも今回それから川の勾配についても極力緩くするだとか、そういう中で地域の皆様の安全を配慮した中で、一定規模の大規模な洪水を安全に流せるように計画というものをしております。加えて、開水路の部分については両側に道路が計画されておりますので、その新たに計画されている道路で、既存の道路、そういうものとの接続であるだとか、或いは周辺の地盤の高さだとか、そういうところも踏まえ、また被災者の方々を含めた地権者の方々の意見を伺って、地権者のところに伺って、いろいろご要望だとかお話というのを聞いていの中で、そういうことも考慮しつつ、市と県が、協議しながら総合的に判断をして、河川の計画を決定しております。

特に岸谷地区につきましては、断面の小さい箇所になっております。暗渠、道路の下に川が入っているということもございますので、また川が曲がった箇所などもございました。そういう中で地域の安全を配慮して周辺の地盤に対して、なるべく低いところに川が位置するように、また断面を広く、それからなるべく緩いカーブにして縦断勾配にするように、計画をしたものでございます。以上でございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

■説明会出席者

それは先ほど伺いました。そういうことは川の線形を変えれば高低差がなくなる方向になるわけですね。そのために、線形を変えたということなのに。どこのことを言っているかもお分かりだと思いますが。なぜ2メートルの高さを道路の高さを上げなければいけないところが出るのでしょうか。道路の取り付け等そういうことを考えたら、あえて2メートルをかさ上げする必要があるところにわざわざ川を移すのですか。私は素人ですけど、何かおかしい気がします。

■熱海土木事務所 日野原次長

今回河川の計画をするにあたって、現状の縦断勾配、川の勾配がところによってきつかったり少し緩かったりということがございます。そういう中で、なるべく川全体を緩くするよというということで、河川の勾配もなるべく一定になるように、それからあとは道路がございすが、道路も、例えば川がこうなっていると道路も同じように縦断がなくなってしまいます。そうするとやはり、使いにくくなるということもありますので、そういうことも含めて、高さ、勾配なんかも決めて、計画をしたところです。

そういう中で、ところによっては今の地盤に対して、少し高くなったり、特に道路の位置が

高くなったりというところがございます。

■説明会出席者

斜面で一箇所だけ勾配を緩くしたら、その先すごい急坂になりますよね。終わりが決まっているのですから。そこは急になってしまっても構わない、と道路が。川に合わせて道路2メートル上げますよね。その部分は緩やかになるじゃないですか。その先の道路は、急になりますよね。終点が決まっているのですから。それは構わない、とそういうことでしょうか。

■熱海土木事務所 日野原次長

すみません私の説明が足りなかったかもしれませんが、極端に言うと波打っているようなところを、なるべく1勾配で下流側と上流がなるべく結ぶようなことを基本的には考えてやっておりますので、緩くして、そのあと下げるようなことを検討しているというものではございません。よろしく申し上げます。

■説明会出席者

結果的にそうなっていますよね。結果的に。物理的にそうではないのですか。坂道の途中を緩くしたら残りの部分が急になりませんか。それは構わないということなら、構わないと言っただけであればいいのですが。その前にも住民の方は住んでおられるわけですよね。そこを緩やかにするためにその先は急になりました、と。そういうことでよろしいでしょうか。

■熱海土木事務所 日野原次長

具体的にどこの話をしているかというところが見えないところもございますので、もしよろしければ説明会が終わってから、具体的にこのところということでお話いただくことは可能でしょうか。

■説明会出席者

そうですね。とても疑問に思いますが、当事者にもお話をしていただきたいと思います、ちゃんと。実際それで土地を取られてしまう人、いらっしやると思っていますので。そういう方にちゃんと説明をされたほうがいいのかと思います。私にも教えてください。後で結構です。

■熱海土木事務所 日野原次長

よろしく申し上げます。

■説明会出席者

ありがとうございます。

■説明会出席者

すみません、続けて申し訳ないですが、伺いたいです。今回補助金ではないのですが、空き家対策だということで、残った家を壊すとその半額が補助されるというような話があったと

思います。それについてなんですが、聞いたところによると、一部損壊のうちが、その家を壊して新しくコンパクトの家を作りたいというふうに言ったところ、もとのところに作る人には補助金は出せませんっていうお話でしたが、あれは外へ出ていく人だけの補助金でしょうか。

■三枝 熱海市健康福祉部長

これから具体的にお話を差し上げますが、今、〇〇さんが言っていたように、建てかえをするという被災者の方がもちろんいらっしゃると思います。一部損壊の被害の方であると、直してそのまま住んでいただくという選択肢もあります。そこを壊すという選択肢で建てかえるというところになると、1件ずつ審査が必要になりますが、今回の解体支援については、その町並みというのでしょうか、そのまま建物が残った状態というのはいくつかいいところを前提でいきますので、今現時点で、確実にそこは出ませんというところをちょっと言い切るのはいくつか難しいですが、基本的な考え方としては残しておくということができないという場合に、解体をしていただく、支援をさせていただきたいというところなんです。

■説明会出席者

よくわからなかったのですが、出るのですか出ないのですか。やはり、一部損壊であってもおうちはどんどん毎日傷みます。最初は直して住もうと思っていても、カビがひどかったりとか、壁がはがれてきたり、床が波打ってきたら嫌じゃないですか、もう。自分のもうちょっとちっちゃい家だったら建てられそうっていうことがあるのであれば、建て直す人はいらっしゃると思います。それを外に出ていく人には出すけど、戻ってくる人には出さないというのは、1人でも多くの方が帰れるようにという趣旨からは反しているような気がします。例えば、じゃあもうその家はほったらかしといて、ほかのところに家建てるよ、だからこっちの家は壊れまま置いとくねって言ったらそれはそれでいいのですか。

■三枝 熱海市健康福祉部長

はい。まさにその伊豆山のエリアのところ、安全になっていただくというのが前提です。そういったご事情があると思いますが、そこはお話をしっかり聞かせていただいて、例えば自己都合で古くなったから壊したよっていうと、少し難しい部分があると思いますが、被害を受けられて、ちょっともう住めないよという話については、お話もう一度聞かせていただいた上で、支援をできるかどうかというところになると思います。

■説明会出席者

支援をできる余地があるというところでしょうか。

■三枝 健康福祉部長

あくまでもエリアをしっかりと安全にさせていただくというところが前提ですので、確実に今出ると申し上げられないですが、出ないとは、私の方でも考えてはいいです。

■説明会出席者

出ないとは考えていない。出る方向でぜひ考えていただけるとありがたいですけれども。

■稲田 熱海市副市長

今の生活支援策について年度当初いくつか上げて、今一つ一つその補助の要綱等を詰めているところです。解体の補助については、時期的に少しスタートが遅いだろうということで今詰めている最中なので、今のご意見についてはそういうケースもあるということで、検討の中で入れさせていただきたいと思います。

■説明会出席者

ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。すいません。たくさん聞いて申し訳ないですけど、もう一つ最後に聞かせていただきたいです。記者会見の中で、搜索をしたときに、例えば自宅の中が汚れたりだとか、重機で柱を壊されたりとか、そういう方に対して保証金を出す業務がある、と。そんなような記事を読んだのですが。それは何か7軒申請があるとかっていうお話でしたが、それはあるのでしょうか。搜索のときに、破損したり汚れたりしたものに対する、賠償金です。

■高久 熱海市危機管理監

今のお話はですね災害対策基本法82条というところで賠償ができるものがあるかと思っておりますので、それに対してお話を伺っております。ですが、可能になるように今調整しているということです。

■説明会出席者

そういうことであれば、なぜ皆さんに言っていたかかないのか。もう家がなくなってしまった方は関係ないかもしれないですけど。あんなに警察官、自衛隊の方、消防の方に心を尽くして搜索をしていただいたのにそんなことを言ったらいけない、と。あんなにしてもらったのに申し訳ないそう思って我慢している人っていると思います。うちも、搜索のために軽トラックが壊れました。それは、前の消防長さんとお話をしたら、私の一存で車を何回も動かして壊れましたと。搜索のために私が動かしました、と前の消防長さんからはっきり言われています。それでもこんな時にとるから、黙っていました。もし、そういうものが出るのであれば、なぜ言っただけなのではないでしょうか。出るのであれば貰いたい方だっているのではないのでしょうか。

■高久 熱海市危機管理監

今のことについては可能かどうかを今確認しているところもございます。また予算については今審議をいただいておりますので、それを踏まえまして、また皆様にもまたご案内をさせていただきます。

■説明会出席者

ありがとうございます。そのときに具体的にお話をお願いします。どういうものが必要か。証拠書類が必要なのかどうかとか、こういうものでなければ駄目だとか。こういう状況でなければだめだとか、そういうこと詳しく教えていただければと思います。ありがとうございます。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

申し訳ありません。一旦ここで説明会の方を閉会したいと思います。最後、お願いします。

■説明会出席者

すみません、さっきの質問の中の答えがちょっと分かんなかったのですが。熱海市で安全性の検証というのはしてくれるのですか。

■齊藤 熱海市長

具体的にどこの。。。

■説明会出席者

源頭部の周り。

■齊藤 熱海市長

まず源頭部の周りにつきましては、昨年12月ですけれども、知事に言って、私が直接行って。不安な、源頭部にまだ残っている盛土は全部撤去して欲しいということ。なぜ知事かという、これを今回土石流災害逢初川ということで、逢初川の基本的な土木事業は、県がやることになっています。そういう関連で知事にそういうお願いに行きました。そうしたところで、先ほど不安になっているところについて、取ってくれという要望を私、直接知事に言ったわけです。その時に、それは安全性が確保されていますから、じゃそれをちゃんと住民に説明してくださいと言って、この間、実は担当者に来ていただいて、3月の19日だった、3月だったと思いますが、そのときにご説明をさせていただきましたので、それについては、改めて市が調査する必要はないというふうに考えております。

先ほど、一方、廃棄物については、これについては先ほど申し上げた通りですが、先日も県の幹部の方とお話をさせていただいて、住民の方はたくさん不安があると。それについては、先ほど申し上げた通りですけれども、最終的に行政代執行も視野に入れながらしっかりと指導するということを言っております。またその中で、実際その危険ないわゆる有害物質が入っているかどうかということも含めて調査をするということを県の担当者から言っておりますので、これについても、県が市として改めて調査ということではないと思っております。いずれにいたしましても、盛土の撤去、そして廃棄物の除去、これについては県としっかり連携して対応し、皆さんの不安を払拭して参りたいというふうに考えております。

■説明会出席者

県議会で知事は、災害の再検証をするという話をしたみたいですが、それに対して、熱海市

から要望等は出すのですか。例えばここをちゃんとよくやってくださいと。こういうことについて知りたいとか。県任せですか。

■齊藤 熱海市長

今おっしゃっているのは、県の行った行政対応検証委員会のことだと思っております。これにつきましては、我々としては明確にこの部分については、検討が足りないであるとか、そういうことはきちっと議事録が残っておりますので、改めて我々から要望書を出すことは考えておりません。

■説明会出席者

出してください。

■齊藤 熱海市長

いや、でも明らかにですね、土採取にもう限った検討しか、主としてやっておりませんでしたので、そこについては、森林法や他の法律についても、県所管の他の法についても、やって欲しいということを出させていただいておりますで、県議会の中でまずそういうチームを作られて、まさにそういった提案を受けての今回の県の判断だと思っておりますので、我々の主張はそういう意味では、当初からですね。その行政対応検証委員会の報告書が出た時点からお伝えを記載させていただいております。

■説明会出席者

市長が納得できなかった部分っていうのは、もう伝えてあるということですか。

■齊藤 熱海市長

これは検証委員会の中で委員の中に、もう1人副市長が入っておりまして、きちんとその中でも伝えさせていただいております。

■説明会出席者

今度出てきた検証の結果っていうのは、市長としてはある程度納得のいくものが、検証結果として出られると思ってるのでしょうか。

■齊藤 熱海市長

それは県のほうではまだこれから検証しますので…

■説明会出席者

今までやって足りなかったところをやるわけだから。熱海市としてもどういうところが足りなかったかってダブったっていいじゃないですか。

■齊藤 熱海市長

すでに我々の問題意識は、その委員会の後の記者会見でもきちんと伝えておりますので。ただこれはあくまでですね…

■説明会出席者

記者会見で県に伝えているんですか。

■齊藤 熱海市長

行政対応委員会が最終的に報告書を発表いたしました。その場に当時の県の副知事と、我々の市の代表として副市長も出席して、一緒に記者会見をしておりますが、その場でもって、我々の問題意識についてはしっかり伝えさせていただいております。

■説明会出席者

記者会見で発表しているということですね。直接、県に対して言ったわけではなくて。

■齊藤 熱海市長

その記者会見の場でメディアさんの前でお伝えしております。

■説明会出席者

メディアに話をしたっていただけですか。

■齊藤 熱海市長

だけというか…

■説明会出席者

だけでしょう。

■齊藤 熱海市長

委員会の議事録にもきちんと全部載っているはずですよ。残っております。

■説明会出席者

はい、分かりました。ありがとうございます。

■説明会出席者

あともう1個自分で復旧する場合も、先ほどフローチャートというお話がありましたが、あれは書いてもらえるのでしょうか。全然順番がわかりません。どういう順番か、手続きが。最悪一番手の込むもので教えてください。お願いします。

■渋谷 熱海市都市整備課専門監

今貴重なご意見をいただいたところでございます。先ほど私の方でも、ご説明をさせていた

だいたところ一部ございますが、個々によって条件と、あとご不明な点等違って参ると思いますので、個々にご質問いただいた中で、一緒に私どもも含めて、担当課でございますけれども、ご相談させて、考えさせていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

■説明会出席者

だから最悪の場合、何をしなきゃいけないのかっていうのを教えてもらいたい。

■渋谷 熱海市都市整備課専門監

一応現場の状況によって、やり方というのは変わってくるのかなというところで、個々によって条件がっていうところで、まず現場の中で、お話をさせていただきたいです。この状況だったらこういうふうな手続きで、こういうことが課題になってくると思いますみたいなことも含めて、一緒にご相談させていただきながら進めていければなというふうに思います。よろしかったでしょうか。

■説明会出席者

全員には発表しないということですね。フローチャートをね。

■渋谷 熱海市都市整備課専門監

いや、フローチャート、ある程度一般的な、基礎的な…

■説明会出席者

一般的な一番大変なものを教えてくださいって言っています。出してくださいって。何をやって、これをやって、この結果がこうなってこうなるからこうって工事に入りますとか。この順番私全然わかりません。

■渋谷 熱海市都市整備課専門監

分かりました。1回私どもの中でも協議をいたしまして、お示しできるものを皆様の方にご提示するように検討を早急にいたします。

■説明会出席者

先ほどフローチャートと言わせていただいたのですが。直さなければいけない方には高齢で、そういうことに疎い方もいっぱいいるので。

■説明会出席者

全然わかりませんよ。

■説明会出席者

ご説明だと相談に来てくれれば一緒にやりますと言っていました、このアクションを起こ

すのはどうしていいかわからないということなので、今、〇〇さんがおっしゃったように、最大で一番大変なのをして、私はこれやらなくてもいいとかいうのがわかるように、明確にしていればいいと思いますので、市役所の担当の方は行政手続き等、土木の専門家がそろってらっしゃるわけですから、それはもうすぐ作っていただけるのではないかと。

いろんな家のタイプもあるでしょうけど、今ある法律の中の手続きの中で全部、〇〇さんがおっしゃったようにプロで作っていただくというのが大事だと思います。

どうでしょうか、合理的だと思いませんか。

■説明会出席者

そうですね。あなたはここいませんよ、と消していけますもんね。

■渋谷 熱海市都市整備課専門監

はい。今この場でこういったものをすぐこの日にご提示しますということは、検討させていただいて、お時間をいただきたいと思います。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

はい。それでは以上をもちまして説明会を閉会とさせていただきます。

■説明会出席者

私今皆さんの被害者、被災者の方、伊豆山地区の住民の方の要望書をお預かりして、これ齊藤市長に渡してくださいって会の最初に言われました。それで預かっています。お渡ししようかと思います。お話聞いていて、余りにも人をばかにしているので、そんなことを渡すことはできないと思いました。土木事務所さんが令和6年度までで完成すると。工事やるのですね。これ整備課さんが工事やるのですね。どこを通るのですか。うちの前を通らないで下さいよ。浜のところ。都市整備課さんのところでひと言も浜地区うちの前の工事触れてないじゃないですか。あまりにばかにしてないですか。どうなっているのですか。土木事務所さんにも観光建設課さんにも市長にも、危機管理課さんにも、県の知事にも、何回も要望書を出しています、俺は。全く無視ですよ。浜地区ね、災害の土砂がどこで片付けていました家の前ですよ、馬鹿でかい石をがらがん落として。土木事業、土木の方がみんなそれを片づけている。それ文句言えませんかよ、岸谷の土地の道路から何から掃除全部集めているのを。文句言えます。皆さんが1日でも早く帰りたいっていうのを、皆さんが一生懸命片付けているのをうちは一言も文句言いません私は。そうでしょう。今回どうするのですかうちのほう一言も触れないで。浜地区のこと家の前のことを言わないで。絶対この工事でいじらないでください、うちの前を。河川も道路も重機もダンプも通らせないでくださいよ。物音ひとつ立てないでください。いいかげんばかにしているでしょ。だから私はこの要望書を出します。市長に私なんて一番多い適任じゃないでしょ、一言も聞いてくれないんだから、この一言も聞いてくれない市長にこんなものを渡したって一言も聞いてくれないでしょ。効果ないでしょ。〇〇さん渡してくださいよ。あまりにもばかにしているよ。そうでしょう。絶対に家の前で何も工事しないでくださいよ。通さないでくださいよ。物音ひとつ立てないでください。それでね、変えるなら、そういう形でち

ちゃんとやってくれるなら。そうでしょう、違いますか。

■説明会出席者

〇〇さんわかった。

■説明会出席者

いい、黙ってくれ。全く冗談じゃない。ばかやろう。帰る。

■説明会出席者

市長さんが取りに来てくれればいいんじゃないですか。

■説明会出席者

いいかげんにしろ、本当に。一言も今回は聞かないから絶対言うこと。

■説明会出席者

市長どう思うんですか、今の。

■説明会出席者

みんなで要望等アンケートとったりしまして、まとめましたので。中見て頂ければ。

■説明会出席者

今、〇〇さん怒られて帰りましたが、どう思います。

■説明会出席者

なんで怒られたかは分かりますよね。今おっしゃったこと。だって今日の説明だって、〇〇さん家の前の川と道路、工事しますよね。説明しました。どこかで説明しました。聞いていません。

■説明会出席者

地区によって全然対応が違って、特にこの地区は手薄なのかなと私は思います。

外にいるものなので、地元の方の様子はわかりませんが、外にいてもやっぱり地区ごとに対応が違う。伊豆山全体の話なので、足並みそろえて、手厚いほうに合わせていただかないといけない。

そうすると地区ごとによって対応が違っていると、住民の間に分断が生まれてしまいます。あそこはやってもらっている、うちはやってもらえないって。それを後から行政の配慮が足りないせいで起きる分断だと思います。ですから、よろしくお願いします。

■説明会出席者

一部の市民から要望書を書きましたので、よろしく申し上げます。これは何でこうやって渡

すかわかりますか。個々にお伺いに行っても聞いてもらえないからこの場で市長に渡すのですよ。市長、私個人で被災者支援のいろいろお話させてもらいましたので、一応質問状も書いて出しました。見られましたか。

■齊藤 熱海市長

質問状ですか。読ませていただいております。私の方で回答を…。

■説明会出席者

皆さんにも出していい。

■説明会出席者

私が聞いたことも半分ぐらい返ってきたと思います。その部分はあとどうしようかなと思っています。これは県のことだからって言われれば、直接県の方へ聞こうかな。それとも市で聞いてくれる。

■齊藤 熱海市長

我々の方で情報自体は。

■説明会出席者

とりあえず今数名ですけど、要望書、よろしくお願いします。

■説明会出席者

町内会の意見だけ聞かないで。

■説明会出席者

お願いいたします。

■説明会出席者

話し重ねているって言うけど、町内会の役員だけの話で物を決めないでください。それが全部の意見ではありません。

■説明会出席者

はい。

■説明会出席者

それは十分肝に銘じてください。

■説明会出席者

はい。

■説明会出席者

〇〇さんを追いかけたほうがいいと思いますよ。

■（司会）程谷 熱海市観光建設部長

それでは説明会閉会させていただきます。長時間にわたりご参加ありがとうございました。なお、お車でお越しの方で中央町駐車場をご利用の方につきましては、事務処理をいたしますので、お申し出ください。